

大統領覚書

模倣品及び海賊版の不正売買撲滅にかかわる覚書

経済・雇用

2019年4月3日発行

本覚書対象者

国防長官

司法長官

商務長官

国土安全保障長官

行政管理予算局長

米通商代表部

経済政策担当大統領補佐官

通商産業政策担当大統領補佐官

知的財産執行調整官

主題：模倣品及び海賊版の不正売買撲滅について

アメリカ合衆国の憲法及び法律により大統領である本職に付与された職権により、ここに以下の通り命ずる。

第1条 政策及び背景

(a) 当政権では、アメリカ合衆国の企業、知的財産権保有者、消費者、国家・経済安全保障、及び米国民を、模倣品及び海賊版による危険及び悪影響から保護する政策をとっている。これには、オンラインサードパーティーマーケットプレイス、その他の仲介第三者を介して輸入されるものが含まれる。当政権は、司法長官、商務長官、国土安全保障長官、行政管理予算局長、知的財産執行調整官及び米通商代表部の主導によりこの課題に対処するべく連邦政府内での協調努力を強化しなければならない。

(b) 模倣品の不正売買は、アメリカ合衆国の知的財産権保有者の権益を損なうことにより経済的な競争優位性を低下させ、オンラインマーケットの評判及び信頼性を低下させ、消費者を欺し、その健康及び安全にリスクをもたらすものであり、ひいては、国防省、その他の重大なインフラ供給網に模倣品が導入されれば国家安全保障及び米国民の安全が脅かされるおそれがある。経済協力開発機構（OECD）の試算によれば、模倣品及び海賊版の貿易額は年間約5,000億ドルに及び、そのうちおよそ20%が米国民に帰属する知的財産権を侵害している。模倣される頻度が高い物品4つの区分を調査した政府監査院の最近の調査では、各種

オンラインサードパーティーマーケットプレイスを介して売買された少数サンプルに基づき、40%以上が模倣品であったことが確認されている。

(c) 模倣品及び海賊版の製造及び輸入販売の防止が連邦法執行機関の優先課題である。

(d) 仲介第三者を介した模倣品及び海賊版のオンラインでの不正売買防止に向けたこれまでの連邦政府の取組みについては、当該品不正売買の規模、範囲及び結果への対処をより適切に行えるよう拡張・強化することが望ましい。

(e) オンラインサードパーティーマーケットプレイス、運送業者、乙仲業者、支払業者、ベンダー、その他国際取引にかかわる者を含む仲介第三者は全て、模倣品及び海賊版の不正売買撲滅において受益的なパートナーになりうる。これらのパートナーとこれまでに進めてきた協力関係をさらに発展させていくためには、法執行機関を含む連邦政府が民間産業と連携することが必要である。

(f) オンラインサードパーティーマーケットプレイスを介した模倣品不正売買の程度に関する包括的なデータが不足している。

第2条 模倣品及び海賊版の不正売買にかかわる状況報告及び勧告

(a) 本覚書の日付から210日以内に、国土安全保障長官は、商務長官と協力し、かつ、司法長官、行政管理予算局長、米通商代表部、経済政策担当大統領補佐官、通商産業政策担当大統領補佐官、その他国土安全保障長官が判断する執行当局・機関又は部局の長と協議の上、報告書を作成し、経済政策担当大統領補佐官及び通商産業政策担当大統領補佐官を通じてこれを大統領に提出するものとする。当該報告書の作成に際し、国土安全保障長官は、商務長官と協力し、適用法を遵守し、知的財産権保有者、仲介第三者、その他の利害関係者と協議するものとする。

(b) 当該報告書において、次のことを行うものとする。

(i) データ等の情報を分析し、模倣品及び海賊版の輸入販売を円滑に行うためにオンラインサードパーティーマーケットプレイス等の仲介第三者がいかに関与しているかについて理解を深め、模倣品及び海賊版の不正売買の要因を見極め、仲介第三者が模倣品及び海賊版の不正売買に資する一因となる市場のインセンティブや歪みを説明する。本レビューには、模倣品及び海賊版の製造地、並びに不正売買された模倣品及び海賊版の種類、その他の関連データを含めることが望ましく、行政上、規制上、法令上又は政策上の変更・改正勧告の根拠を示すものとする。

(ii) 模倣品及び海賊版の不正売買にかかわる仲介第三者の既存のポリシー及び手続を評価し、オンラインサードパーティーマーケットプレイスを介して売買される物品を含め、模倣品及び海賊版の輸入販売を最も効果的に抑制している企業の取組みを確認する。また、当該報告書では、国防省調達規則（DFARS）第 252.246-7007 条に基づき偽造電子部品を検知して避けるシステムの確立及び維持を一定の連邦政府請負業者に要求することを含めた連邦政府の取組みの有効性、並びにフランスやカナダ等の外国政府による模倣品及び海賊版の不正売買撲滅に向けた措置を評価することが望ましい。

(iii) 連邦政府が一部のデータを入手できないか、容易に利用可能な形態でこれにアクセスできない限り、収集すべきデータ区分の規格及び適切なデータ標準化法を含め、当局によるデータ収集法の変更を勧告する。

(iv) 模倣品及び海賊版の不正売買を実質的に減らすか、当該品の不正売買に効果的な法の執行を推進することができる行政、法律、規制、又はその他の改正・変更を、執行強化を含めて適宜確認する。当該報告書においては、出荷、フルフィルメント、注文履行及び支払を含む模倣品及び海賊版の手法を取り扱い、模倣品及び海賊版の不正売買を助長する要素の軽減対策を評価する。

(v) 模倣品及び海賊版の輸入販売の防止に役立てられるよう当局から仲介第三者に提供する適切なガイダンスを確認する。

(vi) 当局が知的財産権保有者、消費者、仲介第三者との間で、疑わしい模倣品及び海賊版を含め模倣品及び海賊版の関連情報を有効に共有できるよう行政、規制、法律又は政策の改正・変更を適宜確認する。

(vii) オンラインサードパーティーマーケットプレイス及びその他の仲介第三者を介してなされる場合を含め、模倣品及び海賊版の不正売買をより効果的に検知し、差し止め、調査し、起訴できるよう、現在及び将来にわたり当局のリソース上のニーズを評価し、適切な勧告を行う。この勧告には、有効な技術の利用の強化並びに仲介第三者、知的財産権保有者、その他の利害関係者との協力拡大の提案を含めることが望ましい。

(viii) 模倣品及び海賊版の不正売買撲滅の取組みにおいて司法省と国土安全保障省とが協力する領域を確認する。

(c) 本覚書第 2(a)条により求められる報告書提出から 30 日以内に、国土安全保障長官は、適用法に従い、当該報告書の公開版を作成して連邦官報にて公開する権限を付与され、これを命じられる。

第 3 条 定義

本覚書及び本覚書に定める報告書において、

(a) 「模倣品」とは、物品、サービス若しくはパッケージに関連して、合衆国法典 (U.S.C.) 第 18 編第 2320(f)(1)条に定義する「偽造マーク」を使用すること、又は偽造マークが付されていなくとも、不正表示がされているか、規格外れであるか、詐欺的に入手した物品をいう。

(b) 「海賊版」とは、著作権で保護された成果物を、U.S.C.第 17 編第 501 条以下に定義する著作権所有者の権利を侵害して有形の媒体に複製することをいう。

(c) 「オンラインサードパーティーマーケットプレイス」とは、物品の不正売買、支払又は出荷の手配を主な目的とする機能を備えているか、当該プラットフォームの運営者とは直接に関係を有さない売主がアメリカ合衆国内に所在する消費者に有形の物品を販売することができるウェブベースのプラットフォームをいう。

(d) 「仲介第三者」とは、オンラインサードパーティーマーケットプレイス、運送業者、乙仲業者、支払業者、ベンダー、その他国際取引にかかわる者をいう。

(e) 「不正売買」とは、U.S.C.第 18 編第 2320 条の「traffic (不正売買)」と同じ意味を有する。

第 4 条 総則

(a) 本覚書のいかなる定めも、次の事項を損なうか、その他の方法で影響を及ぼすと解釈されないものとする。

(i) 法により執行部門若しくは機関又はその長に付与される権限

(ii) 予算、行政又は法律の提案に関連する行政管理予算局長の職能

(iii) 国際協定に基づく既存の権利又は義務

(b) 本覚書は、適用法に従い、かつ、歳出予算の可用性を条件として、実施するものとする。

(c) 本覚書は、いずれかの者がアメリカ合衆国、その機関、又は法主体、その役員、従業員、代理人、又はその他の者に対しコモンロー又はエクイティ上執行を求めることができる、実体法又は手続法による何らかの権利又は便宜を創出するものではなく、これを創出すると意図するものではない。

ドナルド・J・トランプ